

令和3年度補正 事業承継・引継ぎ補助金
(経営革新事業)

**【承継完了報告用】実績報告類型番号別の必要書類
【各回公募共通】**

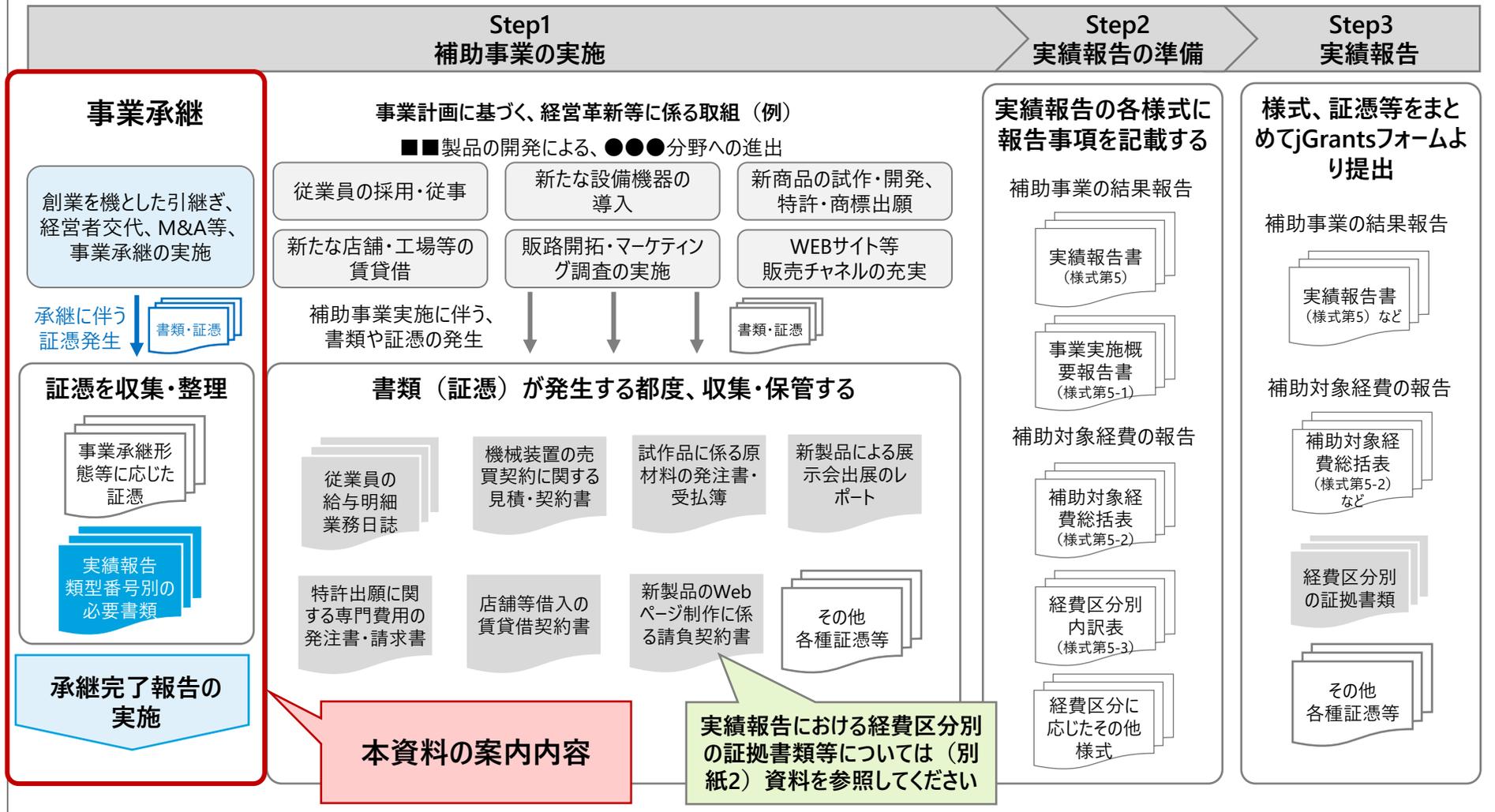
ver.2.1

2022年12月

事業承継・引継ぎ補助金事務局

承継完了報告・実績報告に向けた証憑収集・保管～準備の概要

交付決定後、事業承継に関連する証憑、及び経営革新等に係る取組を進める際の発注・契約等により発生する証憑は、都度収集・保管しておき、「承継完了報告」または「実績報告」時にそれぞれ提出してください。



■承継完了報告とは

経営革新事業においては、事業承継対象期間（2017年4月1日～各回公募ごとの補助事業完了期限日）に事業承継を完了することが、補助金交付における要件となります。

事業承継を完了した補助事業者については、随時「承継完了報告」を提出いただくことにより、「対象となる事業承継が本補助金の要件を満たす事業承継か」を事務局にて確認してまいります。以下の案内を確認の上、承継完了報告を実施してください。

提出期間	◇1次公募：2022年10月3日（月）～2023年2月10日（金） ◇2次公募：2023年1月10日（火）～2023年5月10日（水） ◇3次公募：2023年3月30日（木）～2023年8月10日（木） ◇4次公募：2023年6月9日（金）～2023年11月10日（金）
提出方法	jGrants上の専用フォームに入力・資料を添付して提出 ※各回公募ごとの受付開始日にフォームが公開されます。
対象者	全ての補助事業者（但し、交付決定後の申請取り下げ者や「（様式第3）事故報告書」提出による交付辞退者を除く。）
確認内容	・対象とする事業承継が、補助事業の要件を充足しているか。（単一物品／不動産のみの売買やグループ内再編等に相当しないか、等） ・事業承継における被承継者と承継者が交付申請時の情報と相違ないか ・提出された事業承継の証憑に不備・不足はないか など
その他留意点	○既に事業承継を完了している事業者は、受付開始日以降において速やかに「承継完了報告」を提出してください。 ○受付開始日時点で事業承継が未完了の事業者は、完了次第速やかに「承継完了報告」を提出してください。 ○「承継完了報告」は、実績報告用のjGrantsフォームとは別個の運用となります。実績報告用のjGrantsフォームから「承継完了報告」は実施できませんので、必ずそれぞれの専用フォームから提出いただきますよう、お願いいたします。

実績報告類型番号は、事業承継の承継者／被承継者の属性や、承継の形態によって分類されています。

事業承継が完了した事業者は、自身の当てはまる実績報告類型番号を次ページ以降で確認し、番号別に必要とされる書類を全て準備した上で、jGrants上の承継完了報告フォームより報告を実施してください。

【承継完了報告用】実績報告類型番号の確認

経営革新事業における実績報告類型番号

それぞれの支援類型別に、「承継者」「事業承継の形態」「被承継者」を目安に「実績報告類型番号」を確認してください。

【注意】交付申請時と「事業承継の形態」が変更となる場合は、「（様式第2）計画変更（等）承認申請書」の提出が必要です。

創業支援型（I型）

承継者	判断の基準	事業承継の形態	被承継者	交付申請 類型番号	実績報告 類型番号
個人事業主	承継者は事業承継対象期間内に個人事業主として開業した（開業予定を含む）者であり、法人または個人事業主から事業を引き継ぐ（予定も含む）	事業譲渡	法人	1	1
		株式譲渡			5
		事業譲渡	個人事業主	2	3
法人	承継者は事業承継対象期間内に設立された法人（設立予定を含む）であり、法人から事業を引き継ぐ（予定も含む）	吸収合併	法人	3	6
		吸収分割			
		事業譲渡			7
		株式交換			
		株式譲渡			8
		株式移転			
	新設合併				
申請者である法人の総議決権数の過半数を有する者と、被承継者である個人事業主が同一でなく、承継者は事業承継対象期間内に設立された法人（設立予定を含む）であり、個人事業主から事業を引き継ぐ（予定も含む）	事業譲渡	個人事業主	4	9	

【承継完了報告用】実績報告類型番号の確認

経営革新事業における実績報告類型番号

それぞれの支援類型別に、「承継者」「事業承継の形態」「被承継者」を目安に「実績報告類型番号」を確認してください。

【注意】交付申請時と「事業承継の引継ぎ形態」が変更となる場合は、「（様式第2）計画変更（等）承認申請書」の提出が必要です。

経営者交代型（Ⅱ型）

承継者	判断の基準	事業承継の形態	被承継者	交付申請類型番号	実績報告類型番号
個人事業主	右のいずれかに該当する行為を行った（予定も含む）	事業譲渡	法人	5	1
			個人事業主	6	
法人	代表者が交代した（予定も含む）	同一法人	法人	7	2
	法人から個人事業主への事業譲渡が実施され、承継者たる個人事業主が法人成した（予定も含む）（注1）	事業譲渡		個人事業主	8
	個人事業主間での事業譲渡が実施され、承継者たる個人事業主が法人成した（予定も含む）（注1）				

（注1）原則申請できないが、2017年4月1日以降から交付申請日までの間に、法人又は個人事業主から個人事業主への事業譲渡による事業承継が行われており、その承継者たる個人事業主が事業承継対象期間内（2017年4月1日～補助事業完了期限日）に法人成した又はする予定の場合かつ、法人成によって設立又は設立する予定の法人の総議決権数の過半数を承継者たる個人事業主が保有している場合は、経営者交代型（Ⅱ型）の申請対象とする。（実績報告類型番号4又は10に該当する場合）

【承継完了報告用】実績報告類型番号の確認

経営革新事業における実績報告類型番号

それぞれの支援類型別に、「承継者」「事業承継の形態」「被承継者」を目安に「実績報告類型番号」を確認してください。

【注意】交付申請時と「事業承継の引継ぎ形態」が変更となる場合は、「（様式第2）計画変更（等）承認申請書」の提出が必要です。

M&A型（Ⅲ型）

承継者	判断の基準	事業承継の形態	被承継者	交付申請 類型番号	実績報告 類型番号
個人事業主	右のいずれかに該当する行為を行った（予定も含む）	事業譲渡	法人	9	1
			個人事業主	10	
法人	法人間で右のいずれかに該当する行為を行った（予定も含む）	株式譲渡	法人	9	5
		吸収合併	法人	11	6
		吸収分割			
		事業譲渡			
		株式交換			7
		株式譲渡			
	株式移転				
新設合併	8				
	申請者である法人の総議決権数の過半数を有する者と、被承継者である個人事業主が同一でない	事業譲渡	個人事業主	12	9

【承継完了報告用】実績報告類型番号別の必要書類

③実績報告類型番号別の必要書類

該当必須

実績報告類型番号 1、3

◆ 個人事業主が事業を承継した場合の添付書類 > 個人事業主又は法人から事業譲渡された場合

番号	承継者	被承継者	事業承継形態	必要書類	必須条件
1	個人事業主	法人	事業譲渡	①事業譲渡契約書	<ul style="list-style-type: none"> ■ クロージング日が別途定められている場合にはそれが判る資料も追加 ■ 不動産売買契約書等での代替は不可 ■ I型・II型において、親族間にて個人事業を相続または贈与により事業譲渡され、事業譲渡契約書を作成していない場合は、本書類は提出不要
				②移動した資産負債の一覧	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業譲渡契約書に移動した資産負債の記載がない場合
3	個人事業主	個人事業主	事業譲渡	③事業譲渡が行われたことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 領収書、検収書、開廃業届等 ※親族間等の譲渡により上記①の事業譲渡契約書が提出できない場合は、事業の引継ぎ事実が確認できる廃業届（被承継者）・開業届（承継者）の双方を提出すること
				④開業届	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交付申請時に開業していなかった承継者の場合 ■ 税務申告・届出を電子で行っている場合は受付印がないため、受付が確認できるメール詳細（受付結果）を追加で提出。 ■ メール詳細（受付結果）がない場合は、「納税証明書〔その2〕所得金額の証明書」又は「課税証明書（所得金額の記載のあるもの）」も追加で提出。

右記の書類を全て提出

上記に加えて、事業承継時から被承継者の法人名の変更、被承継者の消滅、個人事業主における屋号・代表者氏名の変更（改名）等が実施されており、交付申請・採択時の被承継者情報と異なる場合は、**被承継者の同一性が確認できる証憑（履歴事項全部証明書等）**を取得の上提出してください。

【承継完了報告用】実績報告類型番号別の必要書類

③実績報告類型番号別の必要書類

該当必須

実績報告類型番号5

◆ 個人事業主が事業を承継した場合の添付書類 > 法人株式を譲渡された場合

番号	承継者	被承継者	事業承継形態		必要書類	必須条件
5	個人事業主	法人 ※株式を保有された法人	株式譲渡	右記の書類を全て提出	①株式譲渡契約書	-
					②被承継者の株式譲渡前と株式譲渡後の株主名簿	■ 代表者の原本証明付
					③譲渡後に取締役の交代等が行われている場合は議事録、及び履歴事項全部証明書	■ 履歴事項全部証明書は発行から3か月以内
					④開業届	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交付申請時に開業していなかった承継者の場合 ■ 税務申告・届出を電子で行っている場合は受付印がないため、受付が確認できるメール詳細（受付結果）を追加で提出。 ■ メール詳細（受付結果）がない場合は、「納税証明書〔その2〕所得金額の証明書」又は「課税証明書（所得金額の記載のあるもの）」も追加で提出。

上記に加えて、事業承継時から被承継者の法人名の変更、被承継者の消滅、個人事業主における屋号・代表者氏名の変更（改名）等が実施されており、交付申請・採択時の被承継者情報と異なる場合は、被承継者の同一性が確認できる証憑（履歴事項全部証明書等）を取得の上提出してください。

【承継完了報告用】実績報告類型番号別の必要書類

③実績報告類型番号別の必要書類

該当必須

実績報告類型番号2

◆ 法人間で事業承継した場合の添付書類 > 同一法人で代表者が交代した場合

番号	承継者	被承継者	事業承継形態		必要書類	必須条件
2	同一法人 (承継者)	同一法人 (被承継者)	同一法人内の 経営者交代	右記の 書類を全て提出	①履歴事項全部証明書	<ul style="list-style-type: none"> ■ 代表者の交代が確認できるもの ■ 発行から3ヶ月以内

上記に加えて、事業承継時から被承継者の法人名の変更、被承継者の消滅、個人事業主における屋号・代表者氏名の変更（改名）等が実施されており、交付申請・採択時の被承継者情報と異なる場合は、被承継者の同一性が確認できる証憑（履歴事項全部証明書等）を取得の上提出してください。

【承継完了報告用】実績報告類型番号別の必要書類

③実績報告類型番号別の必要書類

該当必須

実績報告類型番号6

◆ 法人間で事業承継した場合の添付書類 > 吸収合併、吸収分割、事業譲渡の場合

番号	承継者	被承継者	事業承継形態	必要書類	必須条件
6	法人 ※吸収した法人、 事業を譲り受けた 法人	法人	吸収合併	(吸収合併の場合) ①被承継者の閉鎖事項全部 証明書	■ 吸収合併の旨の記載があり、発行から 3ヶ月以内のもの
			吸収分割	(吸収分割の場合) ②被承継者の履歴事項全部 証明書	■ 吸収分割の旨の記載があり、発行から 3ヶ月以内のもの
			事業譲渡	(共通) ③承継者の履歴事項全部証 明書	■ 発行から3ヶ月以内のもの
			事業譲渡	(事業譲渡の場合) ④事業譲渡契約書	■ クロージング日が別途定められている場 合にはそれが判る資料も追加 ■ 不動産売買契約書等での代替は不可
			事業譲渡	(事業譲渡の場合) ⑤移動した資産負債の一覧	■ 事業譲渡契約書に移動した資産負債 の記載がない場合
			事業譲渡	(事業譲渡の場合) ⑥事業譲渡が行われたことを 証する書類	■ 領収書、検収書等
			事業譲渡	(共通) ⑦承継者の承継前の株主名 簿と承継後の株主名簿	■ 株主名簿がない形態の法人は議決権 が判る資料を提出すること。 ■ 代表者の原本証明付

右記の書類を全て提出

上記に加えて、事業承継時から被承継者の法人名の変更、被承継者の消滅、個人事業主における屋号・代表者氏名の変更（改名）等が実施されており、交付申請・採択時の被承継者情報と異なる場合は、被承継者の同一性が確認できる証憑（履歴事項全部証明書等）を取得の上提出してください。

【承継完了報告用】実績報告類型番号別の必要書類

③実績報告類型番号別の必要書類

該当必須

実績報告類型番号7

◆ 法人間で事業承継した場合の添付書類 > 株式交換、株式譲渡の場合

番号	承継者	被承継者	事業承継形態		必要書類	必須条件
7	法人 ※親会社となった法人	法人 ※子会社となった法人	株式交換	右記の書類を全て提出	①株主交換契約書 又は 株式譲渡契約書	-
			株式譲渡		②-1 被承継者の承継前の株主名簿と承継後の株主名簿	■ 代表者の原本証明付
			株式譲渡		②-2 承継者の承継前の株主名簿と承継後の株主名簿	■ 代表者の原本証明付
			株式譲渡		③承継者の履歴事項全部証明書	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交付申請時に法人設立していなかった承継者の場合 ■ 発行から3ヶ月以内のもの

上記に加えて、事業承継時から被承継者の法人名の変更、被承継者の消滅、個人事業主における屋号・代表者氏名の変更（改名）等が実施されており、交付申請・採択時の被承継者情報と異なる場合は、被承継者の同一性が確認できる証憑（履歴事項全部証明書等）を取得の上提出してください。

【承継完了報告用】実績報告類型番号別の必要書類

③実績報告類型番号別の必要書類

該当必須

実績報告類型番号8

◆ 法人間で事業承継した場合の添付書類 > 新設合併、株式移転の場合

番号	承継者	被承継者	事業承継形態	必要書類	必須条件
8	法人 ※新設した法人	法人	新設合併	①合併契約書 又は株式移転計画書	-
				(新設合併の場合) ②被承継者の閉鎖事項全部証明書	■ 合併の旨の記載があり、発行から3ヶ月以内のもの
				③承継者の履歴事項全部証明書	■ (新設合併の場合は) 合併の旨の記載があり発行から3ヶ月以内のもの
			株式移転	(新設合併の場合) ④承継者の消滅前の株主名簿	■ 代表者の原本証明付
				(株式移転の場合) ⑤被承継者の承継前と承継後の株主名簿	■ 代表者の原本証明付
				⑥承継者の承継後の株主名簿	■ 代表者の原本証明付

右記の書類を全て提出

上記に加えて、事業承継時から被承継者の法人名の変更、被承継者の消滅、個人事業主における屋号・代表者氏名の変更（改名）等が実施されており、交付申請・採択時の被承継者情報と異なる場合は、被承継者の同一性が確認できる証憑（履歴事項全部証明書等）を取得の上提出してください。

【承継完了報告用】実績報告類型番号別の必要書類

③実績報告類型番号別の必要書類

該当必須

実績報告類型番号9

◆ 法人が個人事業主から事業を承継した場合 > 法人が個人事業主から事業を承継した場合

番号	承継者	被承継者	事業承継形態		必要書類	必須条件
9	法人	個人事業主	事業譲渡	右記の書類を全て提出	①履歴事項全部証明書	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人新設の場合 ■ 発行から3ヶ月以内のもの
					②事業譲渡契約書	<ul style="list-style-type: none"> ■ クロージング日が別途定められている場合にはそれが判る資料も追加 ■ 不動産売買契約書等での代替は不可
					③移動した資産負債の一覧	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業譲渡契約書に移動した資産負債の記載がない場合
					④事業譲渡が行われたことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 領収書、検収書等
					⑤事業を譲受けた法人の、譲受け前と譲受け後の株主名簿（計2種）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 代表者の原本証明付

上記に加えて、事業承継時から被承継者の法人名の変更、被承継者の消滅、個人事業主における屋号・代表者氏名の変更（改名）等が実施されており、交付申請・採択時の被承継者情報と異なる場合は、被承継者の同一性が確認できる証憑（履歴事項全部証明書等）を取得の上提出してください。

【承継完了報告用】実績報告類型番号別の必要書類

③実績報告類型番号別の必要書類

該当必須

実績報告類型番号4

◆ 法人が個人事業主から事業を承継した場合 > 法人から承継済の個人事業主が法人化した場合

番号	承継者	被承継者	事業承継形態	必要書類	必須条件	
4	法人	法人	事業譲渡	右記の書類を全て提出	①被承継者法人【A 社】から承継者個人事業主【B 氏】への事業譲渡契約書	<ul style="list-style-type: none"> ■ クロージング日が別途定められている場合にはそれが判る資料も追加 ■ 不動産売買契約書等での代替は不可
					②事業を譲渡した被承継者法人【A 社】の承継前の株主名簿と承継後の株主名簿（計2種）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 代表者の原本証明付
					③事業の譲受けの旨が記載された承継者【B 氏】の個人事業の開業届（一部開業含む）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 税務申告・届出を電子で行っている場合は受付印がないため、受付が確認できるメール詳細（受付結果）を追加で提出。 ■ メール詳細（受付結果）がない場合は、「納税証明書〔その2〕所得金額の証明書」又は「課税証明書（所得金額の記載のあるもの）」も追加で提出。
					④事業の譲渡の旨が記載された承継者【B 氏】の個人事業の廃業等届出書（一部廃業含む）	
					⑤事業を譲受け、法人成した法人【B 社】の履歴事項全部証明書	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発行から3ヶ月以内のもの

法人から承継済の個人事業主が法人化した場合

被承継者:法人A社（代表A氏） = (事業承継) ⇒ 承継:個人事業主B氏 = (法人成) ⇒ 承継者:法人B社（代表B氏）

上記に加えて、事業承継時から被承継者の法人名の変更、被承継者の消滅、個人事業主における屋号・代表者氏名の変更（改名）等が実施されており、交付申請・採択時の被承継者情報と異なる場合は、被承継者の同一性が確認できる証憑（履歴事項全部証明書等）を取得の上提出してください。

【承継完了報告用】実績報告類型番号別の必要書類

③実績報告類型番号別の必要書類

該当必須

実績報告類型番号4

◆ 法人が個人事業主から事業を承継した場合 > 法人から承継済の個人事業主が法人化した場合

番号	承継者	被承継者	事業承継形態	必要書類	必須条件	
4	法人	法人	事業譲渡	右記の書類を全て提出	⑥事業を譲受け、法人成した【B社】の承継前の株主名簿と承継後の株主名簿（計2種）	■ 代表者の原本証明付
					⑦事業譲渡契約書（承継済みの個人事業主【B氏】から法人成した法人【B社】への譲渡）	<ul style="list-style-type: none"> ■ クロージング日が別途定められている場合にはそれが判る資料も追加 ■ 不動産売買契約書等での代替は不可
					⑧移動した資産負債の一覧	■ 事業譲渡契約書に移動した資産負債の記載がない場合
					⑨事業譲渡が行われたことを証する書類	■ 領収書、検収書等

法人から承継済の個人事業主が法人化した場合

被承継者:法人A社（代表A氏） = （事業承継） ⇒ 承継：個人事業主B氏 = （法人成） ⇒ 承継者：法人B社（代表B氏）

上記に加えて、事業承継時から被承継者の法人名の変更、被承継者の消滅、個人事業主における屋号・代表者氏名の変更（改名）等が実施されており、交付申請・採択時の被承継者情報と異なる場合は、被承継者の同一性が確認できる証憑（履歴事項全部証明書等）を取得の上提出してください。

【承継完了報告用】実績報告類型番号別の必要書類

③実績報告類型番号別の必要書類

該当必須

実績報告類型番号10

◆ 法人が個人事業主から事業を承継した場合 > 個人事業主から承継済の個人事業主が法人化した場合

番号	承継者	被承継者	事業承継形態	必要書類	必須条件	
10	法人	個人事業主	事業譲渡	右記の書類を全て提出	①事業の譲渡の旨が記載された被承継者【A 氏】の廃業等届出書（一部廃業含む）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 税務申告・届出を電子で行っている場合は受付印がないため、<u>受付が確認できるメール詳細（受付結果）</u>を追加で提出。 ■ メール詳細（受付結果）がない場合は、「納税証明書〔その2〕所得金額の証明書」又は「課税証明書（所得金額の記載のあるもの）」も追加で提出。
					②事業の譲受けの旨が記載された承継者【B 氏】の個人事業の開業届（一部開業含む）	
					③事業の譲渡の旨が記載された承継者【B 氏】の個人事業の廃業等届出書（一部開業含む）	
					④事業を譲受け、法人成した法人【B 社】の履歴事項全部証明書	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発行から3ヶ月以内のもの
					⑤事業を譲受け、法人成した法人【B 社】の譲受け前の株主名簿と譲受け後の株主名簿（計2種）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 代表者の原本証明付

被承継者：個人事業主 A 氏 = (事業承継)
 ⇒ 承継者：個人事業主 B 氏 = (法人成) ⇒
 承継者：法人 B 社 (代表B 氏)

上記に加えて、事業承継時から被承継者の法人名の変更、被承継者の消滅、個人事業主における屋号・代表者氏名の変更（改名）等が実施されており、交付申請・採択時の被承継者情報と異なる場合は、被承継者の同一性が確認できる証憑（履歴事項全部証明書等）を取得の上提出してください。

【承継完了報告用】実績報告類型番号別の必要書類

③実績報告類型番号別の必要書類

該当必須

実績報告類型番号10

◆ 法人が個人事業主から事業を承継した場合 > 個人事業主から承継済の個人事業主が法人化した場合

番号	承継者	被承継者	事業承継形態		必要書類	必須条件
10	法人	個人事業主	事業譲渡	右記の書類を全て提出	⑥事業譲渡契約書	<ul style="list-style-type: none"> ■ 承継済みの個人事業主【B氏】から法人成した法人【B社】への譲渡 ■ クロージング日が別途定められている場合にはそれが判る資料も追加 ■ 不動産売買契約書等での代替は不可
					⑦移動した資産負債の一覧	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業譲渡契約書に移動した資産負債の記載がない場合
					⑧事業譲渡が行われたことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 領収書、検収書等

被承継者：個人事業主 A 氏 = (事業承継)
⇒ 承継者：個人事業主 B 氏 = (法人成) ⇒
承継者：法人 B 社 (代表 B 氏)

上記に加えて、事業承継時から被承継者の法人名の変更、被承継者の消滅、個人事業主における屋号・代表者氏名の変更(改名)等が実施されており、交付申請・採択時の被承継者情報と異なる場合は、被承継者の同一性が確認できる証憑(履歴事項全部証明書等)を取得の上提出してください。

お問い合わせ先

令和3年度補正予算
事業承継・引継ぎ補助金WEBサイト
<https://jsh.go.jp/r3h/>

事業承継・引継ぎ補助金事務局
(経営革新事業)
050-3000-3550

お問い合わせ受付時間：10：00～12：00、13：00～17：00
(土・日・祝日を除く)

※電話番号はお間違えのないようお願いいたします

※ 事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用事業）のお問い合わせ先電話番号は異なります

改訂履歴

Ver.	改訂日	ページ	変更内容
Ver.2.0	2022/10/06	P.3	「承継完了報告」に関する記載を各回公募共通用に変更。（ルール自体は変更なし。）
Ver.2.1	2022/12/16	P.7-17	<ul style="list-style-type: none">・（P.7）親族間等の事業譲渡における証拠書類に関する詳細案内を追記。・被承継者の法人名等変更に関する追加提出書類の案内を追記。

※ 誤字・脱字など、申請に直接影響しないと判断した修正については、掲載いたしません。